

事務連絡  
令和3年6月1日

一般社団法人建設電気技術協会 殿

国土交通省 大臣官房 技術調査課  
電気通信室 企画専門官

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等、  
出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）、催物の開催制限、  
施設の使用制限等に係る留意事項等について

第67回新型コロナウイルス感染症対策本部において、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県について緊急事態措置を実施すべき期間が6月20日まで延長され、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県及び三重県についてまん延防止等重点措置を実施すべき期間が6月20日まで延長されることが決定されました。あわせて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました

これを受けて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について別添のとおり連絡がありました。また、第28回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添のとおり大臣指示がありました。

つきましては、貴会におかれては、貴会会員企業等に対し、改めて基本的対処方針に基づく対策の徹底、テレワーク等の推進、その他感染拡大の防止に係る周知・呼びかけ等を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

別添 新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年5月31日付大臣官房危機管理官事務連絡）